

韓国アスベスト環境健康センター研究員に対する 石綿小体計測研修の実施について

平成24年5月15日(火)及び5月16日(水)の2日間、神戸労災病院において、韓国アスベスト環境健康センター理事をはじめとする4人の研究員に対して石綿小体計測研修が実施されました。

韓国政府はアスベスト被害救済法を2010年3月に制定し、2011年からアスベストに由来した悪性中皮腫や肺がんの賠償措置を行っています。賠償措置の対象となる肺がんの判定基準の一つに気管支肺胞洗浄液と肺組織の中のアスベストの堆積がありますが、今回研修に来られた病院にはこの分析をする標準実施要領がないため、神戸労災病院に研修の依頼があったところです。

今回研修に来られた方は、Soon Chun Hyang アスベスト環境健康センター理事の YongJin, Lee 氏、 Soon Chun Hyang 大学名誉教授の KyuDong, Ahn 氏、研究員の Jeongjoong, Yong 氏と Ah Rum, Choi 氏の4人です。

15日午前10時に神戸労災病院に到着された4人は、まず応接室において大西院長から日本におけるアスベスト被害救済の実情から判断基準の実際等の説明を受けられた後、病理検査室において研修を担当した松本主任検査技師から1日目に肺組織から石綿小体計測用標本資料作成の実習と石綿小体の計測、2日目にBAL溶液から石綿小体計測用標本の作製と石綿小体の計測の研修を受けられました。

特に2日目において、気管支鏡検査を実施する患者がおられたので、検査の現場に立会い気管支肺胞洗浄液の採取を研修する機会がありました。





実習研修の間、さらには各日の研修終了後のディスカッション時において大西院長や出射検査科部長に非常に多くの質問が出され、韓国における標準実施要領作成を担っておられる研究員の方々の熱意の高さを感じました。

なお、この研修に関してNHK大阪放送局による取材があり、初日（5月15日）の15時及び18時の関西向け放送のTVニュースと

ラジオでも報道されました。

2日間の短い期間での研修であるため非常にハードな研修となりましたが、我が国における石綿小体計測技術が韓国における標準実施要領作成の一助になれば幸いです。研修においでになった皆さんの今後のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

